

個人情報保護法の改正に伴う滋賀県個人情報保護条例の見直しについて

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正されたことに伴い、県の個人情報保護制度に係る根拠規定が、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」という。)に変更されることとなります。

このため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成31年滋賀県条例第5号。以下「審議会条例」という。)第3条第8号の規定に基づき、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に制度改正による関係条例の見直しについて御検討いただき、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

以下、改正法の施行に伴い、検討を要する主なものについて、列挙しております。

1 個人情報ファイル簿の作成について

(1) 個人情報ファイル簿について

個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合体をいう(改正法第60条第2項)。

【個人情報ファイルの種類】

①特定の保有個人情報の検索方法に応じて電子計算機処理された個人情報ファイル

例：電子計算機を用いて検索できるもの

Excel等の一覧表、氏名等で検索可能なシステム等

②①以外の紙等のマニュアル処理による個人情報ファイル

例 手作業で容易に検索できるもの

氏名等を五十音順に編綴されている診療簿、学籍簿等

そして、個人情報ファイルについては、本人の数が1,000人を超える場合には、個人情報ファイル簿を作成し公表する義務がある(改正法第75条第1項、第74条第2項第9号・第75条第2項第1号・政令第20条第2項)。個人情報ファイル簿を作成する趣旨は、各行政機関がどのような個人情報ファイルを保有しているかを明らかにするとともに国民が自らの個人情報の利用状況を把握できるようにするものである。また、作成および公表が義務になっている個人情報ファイル簿については、後述の6(1)の行政機関等匿名加工情報の提案対象となる。

【他自治体の個人情報ファイル簿作成状況（参考）】

叙勲、褒章データ、メールマガジンアドレスリスト、統計調査員台帳、宗教法人名簿、住民基本台帳ネットワークシステム、産業廃棄物処理運搬業データベース、兵籍簿等検索閲覧システム、生活保護システムファイル、移住希望者リスト、建築確認台帳、二級・木造建築士名簿、屋外広告業登録関係、債権債務者名簿、物品電子調達システム、入札参加者資格名簿、患者登録ファイル、患者検査ファイル、県立学校児童生徒名簿、奨学金等管理ファイル、特別支援教育就学奨励費管理システム、学籍ファイル、入学試験ファイル、成績ファイル、教員免許状更新講習システムファイル 等

(2) 作成義務のない個人情報ファイルの取扱い（検討事項①）

個人情報ファイルの本人の数が 1,000 人を下回る場合には、個人情報ファイル簿の作成および公表に係る義務はないものである。しかし、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号、以下「現行条例」という。）第 12 条は個人情報（検索し得るものに限る。）を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿（以下、「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供することとされている。また、改正法第 75 条第 5 項においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定されたことから、登録簿の存廃や作成義務のある個人情報ファイル簿の拡充等の要否について検討する必要がある。

	ファイル簿 個人情報ファイルの本人の数が 1,000 人未満のもの	登録簿
作成単位	個人情報ファイルごとで作成 (検索可能要件有)	事務単位で作成 (検索可能要件有)
人 数	作成義務なし ※1,000 人以上は作成義務有	人数による規定なし
公 表	公表義務なし ※1,000 人以上は公表義務有	県民情報室に配架 各合同庁舎県民情報コーナーに配架 各所属で申出があった場合に閲覧に供せるようにする

【個人情報取扱事務登録簿を継続するメリットおよびデメリット】

○メリット

- ・すでに作成されている個人情報取扱事務登録簿を引き続き使用することができる。

○デメリット

- ・一般の方が県における個人情報の取扱いを確認するに当たり、事務によっては、登録簿および個人情報ファイル簿の双方を確認することとなる。
- ・行政内部においても個人情報ファイル簿と登録簿という二つの制度を理解しそれぞれ作成していかななくてはならない。

【個人情報ファイル簿に統一することのメリットおよびデメリット】

○メリット

- ・一般の方からすると個人情報ファイル簿と登録簿が重複しないため、滋賀県が取り扱っている個人情報について個人情報ファイル簿のみを確認すれば足りる。
- ・行政内部においても作成要領等の統一ができるため、確認する制度が一つで済む。
- ・改正法により本人の数が 1,000 人となった時点で作成および公表義務が生じるがその場合に早く対応することが可能である。

○デメリット

- ・一からの作成となるため、各所属に負担がある（一度作成すれば、個人情報取扱事務登録簿同様に毎年の確認のみで済む）。

(3) 県民情報室の検討状況

個人情報ファイル簿については、作成・公表が義務となる部分があり、登録簿と併存する場合が考えられる。しかし、これらの制度は本人が自己に関する個人情報の利用実態等を明確に認識することができるようにすることを目的としていることからできる限り分かりやすい制度運用とするため本人の数に限らず登録簿制度を廃止した上で個人情報ファイル簿に統一したいと考えている。

2 個人情報開示決定の期限について（検討事項②）

現行条例第 20 条第 1 項において、個人情報開示決定の期限（以下「決定期限」という。）は開示請求があった日から 15 日以内（初日不算入）にしなければならないとされているが、改正法第 83 条は 30 日以内（初日不算入）となっているため、決定期限を改正法に合わせるか否かが問題となる。

(1) 決定期限の考え方について

個人情報保護委員会は、開示等の手続に関する事項について、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされているが、期限を改正法より長い期間とすることは許容されないとしており、短縮する分には問題はないとしている。なお、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は決定期限を延長することが可能であり、その日数は現行条例第 20 条第 2 項および改正法第 83 条第 2 項においても同様である。

	現行条例	改正法
開示決定期限	15 日	30 日
延長決定期限	30 日	30 日

※開示決定の期限の特例についても現行条例第 21 条、改正法第 84 条とも同様である。

(2) 保有個人情報開示に係る現行条例等との異同について（参考）

個人情報の開示手続について、現行条例等と改正法の異同は、以下の表のとおり。

	現行条例	改正法
請求方法	原則 来庁 例外 郵送 ※本人が来庁できない特別の事情がある場合に限り認める (参考：要領第4の2(7))	<u>理由を問わず、</u> ① 来庁 ② 郵送 ③ オンライン※
開示請求者	① 本人 ② 法定代理人 (参考：現行条例第13条)	① 本人 ② 法定代理人 ③ <u>任意代理人</u> (参考：改正法第76条)

※開示請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定によりオンラインで行うことが可能となることから、法施行後（令和5年4月1日以降）に検討する予定。

(3) 県民情報室の検討状況

改正法に合わせた開示決定期限にする方向で検討をしている。なお、改正法に合わせて30日にした場合であっても、事務取扱要領等で決定期限を15日以内とする旨の努力規定を設ける予定である。

3 不開示情報である法令秘情報の削除について

保有個人情報開示請求における不開示情報については、現行条例第15条各号で規定されており、その内容は同条第5号（以下「法令秘情報」という。）を除き改正法第78条第1項各号とほぼ同一である。このため、令和4年6月15日に開催された全体会では、法令秘情報をどうするかということについて検討事項に含めていたものの個人情報保護委員会からの事務連絡により法令秘情報を改正法施行後の条例で規定できない旨の回答があったため、法令秘情報については削除することとする（全体会で説明していた内容と結果は同様となる）。

【全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見等に対する考え方（抜粋）】

○埼玉県質問

本県情報公開条例では不開示情報として、「法令若しくは他の条例の規定により、又は各大臣その他国の機関からの指示（地方自治法第二百四十五条第一号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないとされている情報」を規定している。当該規定を情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報に該当すると解し、当該情報を法第78条第2項の規定により条例で不開示情報と定めることは許容されるか。

○個人情報保護委員会回答

行政機関情報公開法第5条各号は、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、外形的に法令秘等情報に該当す

ることのみをもって条例により不開示情報として定めることは、「行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報」を定めているとは言えず、条例でこのような定めを置くことは許容されません。

○個人情報保護法（改正後）

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 ～ 八 省略

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

4 開示の実施に係る期限について

改正法第 87 条第 3 項および第 4 項は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から原則 30 日以内に開示の実施方法その他政令で定める事項を申し出なければならないとされている。このため、原則として開示決定の通知があった日から 30 日以内に当該申出を行わなかった場合には、開示の実施がされないこととなることから、改めて開示請求をする必要が生じる。

(1) 開示の実施に係る期限の対応について

改正法第 87 条第 4 項が開示決定の通知があった日から原則 30 日としている趣旨は、「事案の迅速な処理の要請から申出期間を限定せざるをえないため、本項は、開示も実施方法についても申出期間を全部または一部開示決定の通知があった日から原則 30 日以内としている。これは、開示も実施方法に関する意思決定に必要な期間として十分であるといえよう。」（宇賀克也著「個人情報保護法の逐条解説 第 5 版」2016 年, 548 ページ）とされている。

現行条例には、開示の実施に係る期限の規定はないものの、特段開示請求権が侵害されるものでないと考えられるため改正法第 87 条第 3 項および第 4 項により対応することとなると考えられる。

(2) 情報公開条例との整合性について（検討事項③）

ア 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 15 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 14 条第 2 項および第 3 項においては、改正法第 87 条第 3 項および第 4 項と同様の規定が存在する。

当該規定の趣旨は、「開示の実施に係る申出については、期間制限を設けている。これは、開示決定は当該決定を行う時点における判断結果であり、期間の経過により不開示情報該当性が変化する可能性があることから、いつまでも、当時の判断が適切であるとは言えないことを考慮したものである。」(総務省行政管理局編集「詳解 情報公開法」平成 13 年, 129 ページ) とされている。

イ 滋賀県情報公開条例(平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「情報公開条例」という。)においても、改正法および情報公開法同様の規定を設ける方向で検討している。理由としては、県の情報公開請求においても、期間の経過により非公開情報該当性が変化する可能性があること、条例に基づく権利に対する制限であることから条例による規定が望ましいと考えるためである。なお、正当な理由があれば期間の延長および再度の公文書公開請求は可能であるため、県民の権利に対する制度の後退には当たらないと考える(国における情報公開請求では、請求時点で手数料を徴収しており、再度徴収することになるが、県においては開示実施時に費用を徴収する)。

5 開示請求および実施に係る費用負担について

(1) 現行制度の比較について(検討事項④)

現行条例第 27 条においては、保有個人情報記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないと規定されており、その具体的な額については滋賀県個人情報保護事務取扱要領第 4 の第 7 (8) 費用の徴収で規定されている。国においては、開示請求時に 300 円(オンライン請求の場合 200 円)の手数料を徴収している。

個人情報保護委員会の見解では、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額にすること(例えば、従量制にすること)や手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること)も可能であるとされていることから、滋賀県において費用負担をどのように考えるかが問題となる。

また、現行と異なる費用負担となる場合には、情報公開請求または実施に係る費用についての整合性をどのように考えるかが問題となる。

国	現行条例	改正法
手数料 300 円 (開示請求時)	実費 例：白黒 10 円／1 枚 等 (開示実施時)	条例の定めにより実費の範囲内で 手数料を納めなければならない。 (参考：第 89 条)

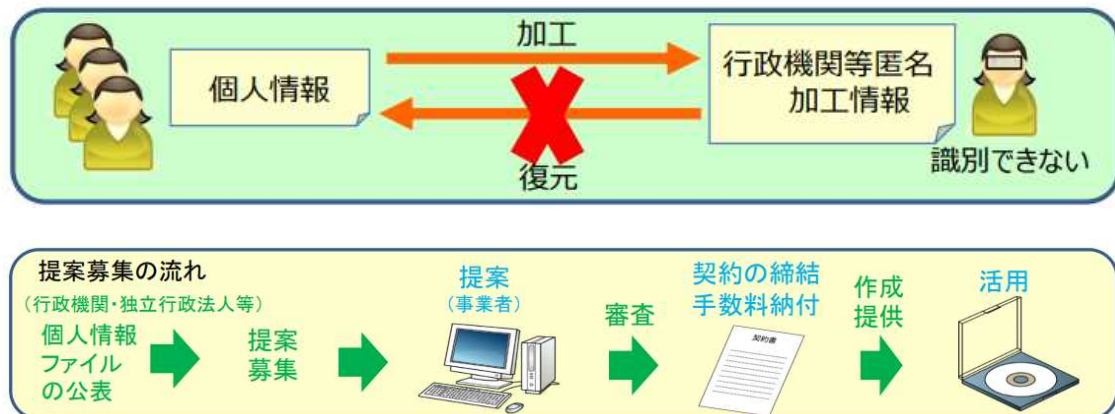
(2) 県民情報室の検討状況

保有個人情報の開示請求権が自己情報コントロール権という重要な権利であることに鑑み、国のような保有個人情報の開示請求に係る手数料は徴収せず、現行の個人情報保護制度同様の金額を請求者の負担とする。

6 行政機関等匿名加工情報制度の導入に係る情報公開条例における整合性について

(1) 行政機関等匿名加工情報制度の概要について

行政機関等匿名加工情報制度とは、個人情報適正かつ効果的な活用が産業の創出ならびに活力ある経済社会および豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政の事務および事業の適正かつ円滑な運営ならびに個人の権利利益の保護に支障がない範囲において、行政機関の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供する仕組みである。当該非識別加工情報については、個人情報を特定の個人が識別できないように加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報である。



〔図：個人情報保護委員会作成「行政機関等匿名加工情報の概要」から抜粋〕

(2) 行政機関等匿名加工情報制度に係る情報公開条例における整合性について

行政機関等匿名加工情報については、当該制度の提案をした事業者が手数料を納付することで当該情報の提供を受けられるものである。当該情報について、仮に情報公開請求を通じて公開請求に係る公文書の写しの作成に要する費用負担のみで入手できるとなれば受益者負担の原則や利用者間の公平性の確保の観点から当該制度について改正法が特別な手数料規定を設けた趣旨が損なわれることとなる。

行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する個人情報保護を徹底するという国の規定との整合を図るため、滋賀県においても行政機関等匿名加工情報およびその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を非公開情報として追加するとともに、これらの情報を裁量的公開（情報公開条例第8条）の対象から除外する旨の規定を設ける方向で検討している。

【情報公開条例（抜粋）】

（公益上の裁量的公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。